

建退共秋田県支部発行「加入・履行証明書」の 発行基準の緩和について

秋田県支部発行の「加入・履行証明書」の発行基準については、下記により緩和する。

< 緩和の具体的内容 >

退職給付拋出額等の総額について

- ・ **令和 3 年 9 月以前を始期とする決算期を対象とするものについて**
全国基準の「被共済者数 1 人当たり 78,120 円」に対し、「被共済者数 1 人当たり 52,080 円」へ緩和する。
加入後 1 年未満のものについては、全国基準の「加入後の月数に 6,510 円を乗じた額」に対し、「加入後の月数に 4,340 円を乗じた額」へ緩和する。
- ・ **令和 3 年 10 月以降を始期とする決算期を対象とするものについて**
全国基準の「被共済者数 1 人当たり 80,640 円」に対し、「被共済者数 1 人当たり 53,760 円」へ緩和する。
加入後 1 年未満のものについては、「加入後の月数に 6,720 円を乗じた額」に対し、「加入後の月数に 4,480 円を乗じた額」へ緩和する。

< 理由 >

秋田県内全域において豪雪地帯であり、特に 12～3 月の冬季においては基準の稼働日数を確保できない地域が一定程度存在するため。

建退共秋田県支部
支部長 北林 一成